

消費税軽減税率対策窓口相談等事業のご案内

本会では、消費税率の引き上げや軽減税率制度の導入によって生じる個別の課題等に関する相談に応じるため、無料の個別相談窓口を設置し、税理士、公認会計士、中小企業診断士などの経営に関する指導ができる方を専門家として派遣いたします。

また、組合等にて行う消費税をテーマにした講習会開催にかかる経費等を本会にて負担いたします。

【実施期間】

令和2年1月31日までに事業を完了すること

【対象】

県内の中小企業組合及びその組合員企業等

【内容】

- ① 消費税率の引上げや軽減税率制度導入に伴う制度改正等によって生じる課題の解決及び消費税の転嫁を万全に行うための「価格戦略」「経営戦略」「営業力強化」等につながる内容であること。
- ② 軽減税率・インボイス制度、POSレジ等導入、価格転嫁対策、キャッシュレス決済など、消費税に関連するテーマであること。

※消費税軽減税率制度及び消費税価格転嫁等対策と直接関係のないテーマや、消費税軽減税率及び消費税価格転嫁等対策についての説明をしていない場合は、補助対象外となります。

【補助対象経費】

専門家謝金、専門家旅費、会場借料(自己所有の会議室を除く)、会議費(コーヒー代)等。補助額は補助対象経費全額とします。

※専門家派遣・講習会開催ともに、支払いについては、組合への補助ではなく要した経費を本会が直接支払います。

詳細や本事業の活用を希望される際は、本会までお問合せくださいますようお願いいたします。



ミラサポ(専門家派遣)のご紹介

「新しく事業を始めたいけど、何から手をつけていいかわからない」「資金調達の方法が分からない」、「そろそろ海外との取引も開始したいけど実績がない...」「ITを活用して、販路拡大を実現したい」「IT導入補助金を活用し、ITツールの導入に繋がりたい」。そのような場合、ミラサポの専門家派遣を通じて専門家から支援を受けることができます。

専門家派遣では、中小企業の経営に関わる各分野の専門家が、課題解決の第一歩に向けたお手伝いをします。派遣による相談は今年度2月末までの間に、原則3回まで無料で受けることができます。ただし、予算の消化状況によっては、それよりも早く終了する場合がありますのでご注意ください。

専門家派遣を希望する場合は、本会までご連絡くださいますようお願いいたします。

ホームページURL www.mirasapo.jp